

公 告

支担当第192号
令和6年11月14日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長 浅沼 猛

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

- 1 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 2 入札日時 令和7年1月15日(水) 10:00
- 3 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)
- 4 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和4年度から6年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金 免除
契約保証金 免除
- 7 入札の無効 4の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 8 契約書の作成 作成する。
- 9 契約条項 役務請負契約条項 (基本契約条項)
装備品等秘密の保全に関する特約条項 ※1
装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン
秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項 ※2
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項 ※3
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (該当する場合)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
※1、※2及び※3は、別紙1、別紙2及び別紙3を確認されたい。
- 10 入札に付する事項
(1) 件名 防衛情報通信基盤通信電子機器(海賊対処用)の整備等役務
(2) 要求番号 24S1E6084
(3) 規格 仕様書のとおり
(4) 数量 1式
(5) 履行場所 仕様書のとおり
(6) 履行期限 令和7年3月31日(月)
- 11 入札に関する条件 **仕様書第2.2.4項a)からd)**に定める本役務の実施体制並びに**第4.3項a)からc)**に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を電子メールで提出し、適合すると認められること。
(提出期限: 令和6年12月2日(月) 12:00)
必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。
- 12 その他付記事項
(1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2) 電子入札は、令和7年1月14日(火) 17:00を期限とする。
(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、令和7年1月9日(木) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
(5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。
令和6年12月9日(月) 12:00 まで(メール又はFAX可) (見積書提出先) 大久保: jlokubo@ext.is.mod.go.jp
(6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」とおりとする。
(7) 入札説明会は実施しない。
- 13 本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 担当:山下
TEL:03-3268-3111(内線30197) FAX:03-5269-3282 MAIL: jyamashita02@ext.is.mod.go.jp

「装備品等秘密の保全に関する特約条項」、「特定秘密の保護に関する特約条項」及び「特定防衛秘密の保護に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約には、「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」及び「秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項」が伴います。

また、「装備品等調達にかかる秘密保全に対策ガイドライン」は従前のガイドラインからより厳格な管理策を盛り込んだものに整備されました。

特約条項で示すもののほか、新しいガイドラインで求める体制及び資料の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項とともにガイドライン及び違約金条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

また、あて先は「防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約」とすること。

2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写）
- (2) 入札書

3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封筒すること。

封筒したうち封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみ有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は、無効とする。

6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する、
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

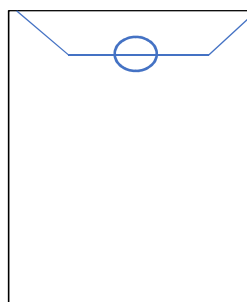
あくまでも例なので、縦横等は任意

貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」

内封筒（裏）



外封筒

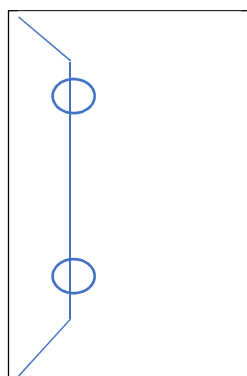
（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省統合幕僚監部総務部総務課 会計室契約担当者 宛 「入札書在中」

又は

公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」

又は



令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(GEP S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(GEP S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法 (該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

備考

- 1 本紙と併せて資格決定通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得別紙第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙第2)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合におけるの実施日時については、入札時に連絡する。

調達要求番号：24S1E6084

統合幕僚監部仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	J S O - 2 2 - 6 0 4 4 B
防衛情報通信基盤通信電子機器 (海賊対処用)の整備等役務	作成年月日	令和4年11月4日
	改正年月日	令和6年11月13日
	作成部課等	統合幕僚監部 指揮通信システム部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ジブチを拠点とする派遣海賊対処行動支援隊（以下“現地部隊”という。）において運用されている防衛情報通信基盤（以下“D I I”という。）通信電子機器にかかわる維持・整備等役務（以下“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、**J I S P 0 1 3 8**、**J I S X 0 0 0 1 ~ J I S X 0 0 3 2**、**I E T F**による**勧告**及び**I T U - T**による**勧告**によるほか、次による。

a) 防衛情報通信基盤（D I I）

防衛省・自衛隊のコンピュータ・システム等が加入し、体系的に構築される超高速・大容量の共通のネットワークをいう。

b) I Pネットワーク

通信プロトコルT C P / I P（U D Pを含む。）を使用したネットワークをいう。

c) オープン系

D I Iのうち“注意”以下のデータを扱うシステムを收容し、防衛省外と接続するネットワークをいい、サーバ装置群、接続装置群、情報セキュリティ装置群、情報管理装置群及び運用管理装置群（以下“各装置群”という。）によって構成される。

d) クローズ系

D I Iのうち“秘密”のデータを扱うシステムを收容し、防衛省外と接続しない暗号機能を有するネットワークをいい、各装置群によって構成される。

e) 暗号機能

防衛省規則で定めた秘密の情報を伝送するために必要なデータ等を暗号化する機能をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、法令等を除く引用文書に定める事項が、この仕様書と異なる場合は、この仕様書に定める事項が優先する。ただし、契約後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議する。

a) 規格

- 1) **J I S P 0 1 3 8** 紙加工仕上寸法
- 2) **J I S X 0 0 0 1 ~ J I S X 0 0 3 2** 情報処理用語
- 3) **I E T F**による**勧告**
- 4) **I T U - T**による**勧告**

b) 設計書等

- 1) 防衛情報通信基盤（D I I）全体設計書「注意」
- 2) 防衛情報通信基盤（D I I）共通部詳細設計書「注意」
- 3) 防衛情報通信基盤（D I I）クローズ系詳細設計書「注意」

- 4) 防衛情報通信基盤 (D I I) クローズ系デザインシート「注意」
- 5) 防衛情報通信基盤 (D I I) 規約作成ソフトウェア基本設計書「注意」
- 6) 防衛情報通信基盤 (D I I) 規約作成ソフトウェア基本設計書別冊「秘」
- 7) 防衛情報通信基盤 (D I I) オープン系詳細設計書「注意」
- 8) 防衛情報通信基盤 (D I I) オープン系詳細設計書 (追録版)「注意」
- 9) 防衛情報通信基盤 (D I I) オープン系収容設計書「注意」
- 10) 防衛情報通信基盤 (D I I) オープン系収容設計書 (追録版)「注意」
- 11) 防衛情報通信基盤 (D I I) クローズ系収容設計書「注意」
- 12) 防衛情報通信基盤 (D I I) クローズ系収容設計書 (追録版)「注意」

c) 法令等

- 1) 著作権法 (昭和45年法律第48号)
- 2) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について (通知) [装管調第807号 (令和3年1月21日)]
- 3) 防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則 (平成29年自衛隊統合達第15号)
- 4) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について (通達) (防装庁 (事) 第137号。令和4年3月31日) (以下“情報セキュリティ通達”という。)
- 5) 秘密保全に関する訓令 (平成19年防衛省訓令第36号)
- 6) 秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について (通達) (防防調第4607号。19.4.27)
- 7) 装備品等秘密の指定等に関する訓令 (令和6年防衛省訓令第10号)
- 8) 装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について (通達) (装装保第4224号。令和6年3月31日)
- 9) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について (通達) [防装庁 (事) 第3号 (31.1.9)]
- 10) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について (通知) [装プ武第188号 (31.1.9)]

d) 仕様書

- 1) **J S O - 1 9 - 6 0 3 0** 防衛情報通信基盤 通信電子機器 (災害派遣部隊等用移動ルータ)
- 2) **J S O - 1 9 - 6 0 0 1 H** 防衛情報通信基盤 (クローズ系) 通信電子機器借上 (05延長)
- 3) **J S O - 1 9 - 6 0 0 1 I** 防衛情報通信基盤 (クローズ系) 通信電子機器借上 (CS) (05延長)
- 4) **J S O - 1 9 - 6 0 0 2 F** 防衛情報通信基盤 (クローズ系) 通信電子機器借上 (その1) (06延長)
- 5) **J S O - 2 0 - 6 0 2 1 E** 防衛情報通信基盤 (クローズ系) 通信電子機器借上 (その2) (06延長)
- 6) **J S O - 2 1 - 6 0 0 9 D** 防衛情報通信基盤 (クローズ系) 通信電子機器借上 (その3) (06延長)
- 7) **J S O - 2 2 - 6 0 3 8 B** 防衛情報通信基盤 (クローズ系) 通信電子機器借上 (その4) (06延長)
- 8) **J S O - 2 3 - 6 0 1 5 A** 防衛情報通信基盤 (クローズ系) 通信電子機器借上 (その5) (06延長)
- 9) **J S O - 2 4 - 6 0 0 5** 防衛情報通信基盤 (クローズ系) 通信電子機器借上 (06換装)

- 10) **J S O - 2 4 - 6 0 0 6** 防衛情報通信基盤(クローズ系)通信電子機器借上(06換装)(その1)
- 11) **J S O - 2 1 - 6 0 0 1 B** 防衛情報通信基盤(オープン系)通信電子機器借上(03換装)(05延長)
- 12) **J S O - 2 1 - 6 0 0 2 E** 防衛情報通信基盤(オープン系)通信電子機器借上(その1)(06延長)
- 13) **J S O - 2 2 - 6 0 1 8 A** 防衛情報通信基盤(オープン系)通信電子機器借上(04換装)(05延長)
- 14) **J S O - 2 2 - 6 0 2 1 B** 防衛情報通信基盤(オープン系)通信電子機器借上(その2)(06延長)
- 15) **J S O - 2 3 - 6 0 1 6** 防衛情報通信基盤(オープン系)通信電子機器借上(その3)(05増設)
- 16) **J S O - 2 4 - 6 0 3 8** 防衛情報通信基盤(オープン系)通信電子機器借上(その4)(06増設)
- 17) **J S O - 2 4 - 6 0 3 5** 防衛情報通信基盤 通信電子機器(災害派遣部隊等用移動ルータ)

1.4 関連文書

a) 法令等

- 1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
- 2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
- 3) 防衛情報通信基盤の業務実施に関する訓令(平成15年防衛庁訓令第19号)
- 4) 防衛情報通信基盤の維持管理及び運用に関する業務処理要領について(通達)[防官情第2209号(18.3.24)]
- 5) 電子計算機システム標準化指針[装通第2133号(7.4.20)]
- 6) コンピュータ・システム共通運用基盤技術標準について(通知)[統幕指運第122号(23.6.22)]
- 7) コンピュータ・システム共通運用基盤細部管理要領について(通知)[統幕指運第188号(29.10.30)]
- 8) コンピュータ・システム共通運用基盤管理規則(平成18年統合幕僚監部達第26号)
- 9) 防衛情報通信基盤管理データ通信網監査実施要領について(通知)[統幕指企第14号(26.1.20)]
- 10) 電子計算機の賃貸借契約(リース以外)に係る借上機器の確認実施要領(電(電)-C-00001)
- 11) 防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)
- 12) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達)[防運情第9248号(19.9.20)]
- 13) 情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について(通知)[運情第9249号(19.9.20)] 別冊「注意」
- 14) リスク管理枠組み(RMF)におけるセキュリティ管理策について(通知)[防整サ第14550号(令和5年7月3日)]
- 15) 情報システムにおけるリスク管理枠組み(RMF)実施要領等について(通知)[防整サ第14551号(令和5年7月3日)] 別添「注意」

b) 仕様書

- 1) **J S O - 2 4 - 6 0 0 8** 防衛情報通信基盤既存機器の設定変更等役務

- 2) JSO-24-6021 防衛情報通信基盤の換装等に伴う既存機器の設定変等役務
- 3) JSO-24-6053 防衛情報通信基盤の増設等に伴う既存機器の設定変等役務

2 役務に対する要求

2.1 一般的要求事項

- a) 本役務は、現地部隊において運用されているJSO-19-6030に対して清掃を実施するとともにJSO-24-6035で調達した機器の据付・調整を実施するほか、令和6年度末に換装されるJSO-24-6005及びJSO-24-6006の機器並びに令和6年度末に増設されるJSO-24-6038（以下“新規機器”という。）と、JSO-19-6001H, JSO-19-6001I, JSO-19-6002F, JSO-20-6021E, JSO-21-6009D, JSO-22-6038B, JSO-23-6015A, JSO-21-6001B, JSO-21-6002E, JSO-22-6018A, JSO-22-6021B及びJSO-23-6016の装置間で最新の機能を発揮するための設定作業を実施するものである。
- b) 本役務の実施に当たり、契約相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）及び情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下“障害等リスク”という。）が存在すると契約相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下“ソースコード等”という。）の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相当の管理を行うものとする。

2.2 本役務の実施事項

2.2.1 役務実施計画書の作成

契約相手方は、契約後速やかに“役務実施計画書”を作成し、調達要求元の確認を得るものとする。“役務実施計画書”には、方針、スケジュール、本役務の作業内容と実施体制及び要員計画を含むものとする。また、“役務実施計画書”に変更が必要な場合は、本役務全体に対する影響を調査し調達要求元の確認を得るものとする。

2.2.2 役務作業

契約相手方は、JSO-19-6030及びJSO-24-6038で構成された表1に示す役務対象装置（以下“対象装置”という。）に対して、以下の作業を実施する。

a) 外観清掃

表1の番号1, 2, 3を対象として、対象装置の外側を清掃する。

b) 現行IP暗号機本体の取り外し及び新規調達機器の据付・調整

表1の番号4に示す現行IP暗号機本体を取り外して官側（現地部隊）に引き渡し、表1の番号5に示す、JSO-24-6035で新規調達した機器を据付・調整する。

c) アップグレードのための設定作業

対象装置に対しJSO-19-6001H, JSO-19-6001I, JSO-19-6002F, JSO-20-6021E, JSO-21-6009D, JSO-22-6038B, JSO-21-6001B, JSO-21-6002E, JSO-22-6018A, JSO-22-6021B, JSO-23-6015A, JSO-23-6016, JSO-

24-6005, JSO-24-6006及びJSO-24-6038で構成される装置との間において最新の機能を発揮できるようアップグレードのための設定作業を実施する。

d) 疎通・動作確認試験

対象装置に対し、疎通・動作確認試験を実施するものとする。

表 1－役務対象装置

番号	装置名	機 種	数量（本体台数）	
			運用系	予備
1	回線効率化部タイプD（2系統）	Cisco4331 （Cisco 製）	2台	1台
2	クローズ系ルータタイプD（2系統）	Cisco4331 （Cisco 製）	2台	1台
3	オープン系統ルータタイプD（2系統）	Cisco4331 （Cisco 製）	2台	1台
4	I P暗号機タイプM（2系統）金庫ユニット付き	高速暗号装置 IV HSCU10-M1 （富士通製）	2台	－
5	I P暗号機 タイプB（ダイヤル錠ケース付き）	暗号装置 V12-MK（金庫版） （富士通製）	2台	－

2.2.3 実施場所

統合幕僚監部指揮通信システム部，現地部隊及び自衛隊サイバー防衛隊とする。

2.2.4 本役務の実施体制

契約相手方は，本契約の実施に当たって次の体制を確保し，これを変更する場合には，事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下“業務従事者”という。）を確保すること。
- b) 前記 a) の業務従事者が本契約を履行するために必要な経験，資格，業績等を有すること。
- c) 上記 a) の業務従事者が，前記 b) に掲げるもののほか，履行に必要若しくは有用な，又は背景となる経歴，知見，資格，語学（母語及び外国語能力），文化的背景（国籍等），業績等を有すること。
- d) 前記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.2.5 課題・問題管理

本役務実施期間における課題・問題を管理し，“課題・問題管理票”の作成及び更新を実施し，必要の都度，その対応状況について調達要求元に報告し，確認を得るものとする。

2.2.6 リスク管理

役務作業における作業進捗や運用に大きく影響を及ぼす可能性のある事項をリスクとして管理し，“リスク管理票”の作成及び更新を実施し，管理するリスクの評価結果，対応策等について，必要の都度，その対応状況について調達要求元に報告し，確認を得るものとする。

2.2.7 品質管理

- a) 本システムは，障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更が行われたい相応の管理その他の契約の相手方（下請負者，再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって，その品質を保証されたものでなければならない。

- b) 本役務の実施に当たり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、納入品についてa)と同等の管理を行うものとし、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わないものとする。

2.2.8 役務実施結果報告書の作成

契約相手方は、本役務の作業結果を取りまとめた“役務実施結果報告書”を作成するものとする。

2.2.9 関係機関との調整

本役務の実施に当たり、調達要求元を通じて海上幕僚監部及び現地部隊との調整を実施するものとする。

2.2.10 役務従事者の要件

役務従事者については、事前に現地特有の風土病対策を実施するものとする。

2.2.11 その他

契約相手方は、運用への影響を少なくする対策を講じるものとし、本役務実施中、役務従事者の故意又は過失により生じた対象機器等の故障及び損害については、契約相手方の責任において復旧させるものとする。

3 監督・検査

監督・検査については、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 貸付品

契約相手方は、表2に示す品目のほか、官側が必要と認めるものについて、官側と調整の上、無償で貸付を受けることができる。

表2－貸付品

番号	品名	数量	貸付時期及び貸付場所
1	防衛情報通信基盤（D I I）全体設計書「注意」	1部	a) 時期：契約相手方の申請から納期までを基準とする。 b) 場所：官側の指示による。 c) 媒体：電子媒体（CD-R / DVD-R等）又は紙媒体
2	防衛情報通信基盤（D I I）共通部詳細設計書「注意」	1部	
3	防衛情報通信基盤（D I I）クローズ系詳細設計書「注意」	1部	
4	防衛情報通信基盤（D I I）クローズ系デザインシート「注意」	1部	
5	防衛情報通信基盤（D I I）オープン系詳細設計書「注意」	1部	
6	防衛情報通信基盤（D I I）オープン系詳細設計書（追録版）「注意」	1部	
7	防衛情報通信基盤（D I I）規約作成ソフトウェア基本設計書「注意」	1部	
8	防衛情報通信基盤（D I I）規約作成ソフトウェア基本設計書別冊「秘」	1部	

表2－貸付品（続き）

番号	品名	数量	貸付時期及び貸付場所
9	防衛情報通信基盤（D I I）オープン系収容設計書 「注意」	1部	a) 時期：契約相手方の申請から納期までを基準とする。 b) 場所：官側の指示による。 c) 媒体：電子媒体（CD-R / DVD-R等）又は紙媒体
10	防衛情報通信基盤（D I I）オープン系収容設計書 （追録版）「注意」	1部	
11	防衛情報通信基盤（D I I）クローズ系収容設計書 「注意」	1部	
12	防衛情報通信基盤（D I I）クローズ系収容設計書 （追録版）「注意」	1部	

4.2 提出書類

契約相手方は、表3に示す提出書類を官側に提出し、確認を得るものとする。

表3－提出書類

番号	名称	部数	提出先	提出時期	媒体
1	役務実施計画書	1部	統合幕僚監部 指揮通信 システム部	契約締結後 速やかに	電子 (DVD-R等)
2	課題・問題管理票	1部		必要の都度	
3	リスク管理票	1部		納期まで	
4	役務実施結果報告書	1部			

4.3 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（**情報セキュリティ通達**第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、**情報セキュリティ通達**における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.4 秘密保全

契約相手方は、本契約の履行に当たり、物件、文書等で秘密に指定されているものを取扱う場合は、**秘密保全に関する訓令及び装備品等秘密の指定等に関する訓令**に基づき、秘密保全に関する付帯契約及び**秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）**並びに**装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について（通達）**によらなければならない。

4.5 立入制限区域への立入

契約相手方は、立入制限区域へ立ち入る必要が生じた場合は、官側に申請の上、許可を得なければならない。細部要領については、**防衛情報通信基盤データ通信網管理運用規則**による。

4.6 官側における支援

契約相手方は、本役務の履行に当たり、次の必要な事項について官側の支援を受けることができる。

- a) 本役務に必要な官側資料等の貸与又は閲覧等
- b) 基地等における電力、用水、スペース等の使用
- c) 基地等における施設の利用
- d) 官用電話の使用
- e) 官側機器の使用
- f) 現地への渡航ビザの申請に必要な各種証明書類等の発行
- g) 現地での事故又は疾病による傷病時における衛生隊による応急処置
- h) 設定作業に必要なデータの持出し
- i) 役務要員が必要とする官側機器の使用
- j) その他官側が必要と認めたもの

4.7 知的財産権の取扱い

- a) 契約相手方は、本契約の履行に際して第三者の有する知的財産権又は技術上の知識に関し第三者が契約相手方に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- b) 契約相手方が、前号に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約相手方に対してその損害につき賠償を請求することができる。
- c) 第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合あるいは第三者からの何らかの請求・主張が行われた場合は、契約相手方の責任において処理をするものとする。
- d) 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属等に関し疑義が生じた場合には、その都度協議して解決するものとする。

4.8 著作権の取扱いについて

- a) 契約相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された著作物（**著作権法第10条第1項第9号**で規定されるプログラムの著作物を除く。）に関する全ての著作権（**同法第27条及び第28条**に規定する権利を含む。）を、納入と同時に官側に譲渡し、また、契約相手方は著作者人格権を行使せず、契約相手方は第三者に著作者人格権を行使させない。ただし、契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けたものを含む。）に係る著作権及び著作者人格権についてはこの限りでない。
- b) 官側は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された契約相手方の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、契約相手方の固有の技術資料に係る著作物を、防衛省の内部において複製、翻訳及び翻案することができる。ただし、当該技術資料のうち契約相手方の指定するものを除く。
- c) 官側は、契約相手方から、**a)**項により官側が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- d) **c)**項にかかわらず、契約相手方は、防衛省の使用に供する目的で、**a)**項により官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。

4.9 仕様書に関する疑義

本仕様書に疑義が生じた場合には、速やかにその旨を支出負担行為担当官等と協議するものとする。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	—	
	調 達 要 求 番 号	24S1E6084	
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年11月13日	
	作 成 部 課	統合幕僚監部指揮通信システム部	
	作 成 年 月	令和6年11月13日	
品 名	防衛情報通信基盤通信電子機器(海賊対処用)の整備等役務		
仕 様 書 番 号	JSO-22-6044B		
1 保護すべき情報の管理			
<p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p>			
2 保護すべき情報として指定された情報			
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
貸付文書	防衛情報通信基盤 (D I I) 全体設計書「注意」	—	注意
貸付文書	防衛情報通信基盤 (D I I) 共通部詳細設計書「注意」	—	注意
貸付文書	防衛情報通信基盤 (D I I) クローズ系詳細設計書「注意」	—	注意
貸付文書	防衛情報通信基盤 (D I I) クローズ系デザインシート「注意」	—	注意
貸付文書	防衛情報通信基盤 (D I I) オープン系詳細設計書「注意」	—	注意
貸付文書	防衛情報通信基盤 (D I I) オープン系詳細設計書(追録版)「注意」	—	注意
貸付文書	防衛情報通信基盤 (D I I) 規約作成ソフトウェア基本設計書「注意」	—	注意
貸付文書	防衛情報通信基盤 (D I I) オープン系収容設計書「注意」	—	注意
貸付文書	防衛情報通信基盤 (D I I) オープン系収容設計書(追録版)「注意」	—	注意
貸付文書	防衛情報通信基盤 (D I I) クローズ系収容設計書「注意」	—	注意
貸付文書	防衛情報通信基盤 (D I I) クローズ系収容設計書(追録版)「注意」	—	注意
3 特記事項 特になし。			

